

第1章 農業経済及び農家経済の動向

第1節 農業経済の動向

第1 県内経済の動向

(県経済に占める農業の割合は横ばい)

平成30年度(2018年度)の県経済の成長率は、名目-0.2%、実質-0.2%となった。平成28年熊本地震からの復旧・復興が順調に進捗したことで、災害復旧関連で高い伸びが続いていた建設業が減少に転じたことなどが原因となっている。

また、消費者物価指数は、光熱等が上昇したため増加が続き、有効求人倍率は医療・福祉等の新規求人増加により1.69倍と、引き続き高い水準で推移した。

(表 -1-(1))

これを業種別に見ると、金融・保険業などの総生産額が増加したが、製造業などの総生産額が減少したため、全体ではマイナス成長となった。

農業では、作柄が良好で価格が上昇した米や果実、肉用牛などの産出額が増加したものの、価格が低迷した野菜や出荷頭数が減少した豚などの産出額が減少したため、農業全体の総生産額は減少した。(表 -1-(2))

県内の総生産額に対する農業の割合は、前年と同じく2.8%となった。また、土地面積に占める耕地の割合は、平成28年熊本地震による田畑のかい廃等には、

表 -1-(1) 県の経済成長率と主要経済指標の推移
(対前年比増減率)

項目	単位	H22	H27	H28	H29	H30
経済成長率(名目)		1.9	2.5	4.5	3.2	0.2
(実質)		3.2	1.0	4.0	3.2	0.2
大型小売店販売額		2.9	1.4	3.9	7.2	1.8
鉱工業生産指数	%	17.2	3.7	6.2	4.7	0.0
新設住宅着工件数		10.2	4.8	19.1	25.1	7.9
消費者物価指数		0.3	0.9	0.5	0.2	0.6
企業倒産件数		10.2	9.2	40.8	11.9	8.1
有効求人倍率	倍	0.46	1.11	1.32	1.60	1.69

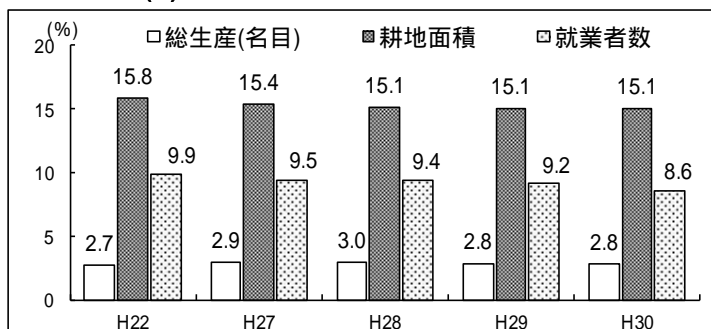
資料)九州財務局「管内主要経済指標」
県企画振興部「県民経済計算報告書」
注)経済成長率は年度、消費者物価指数は熊本市

表 -1-(2) 経済成長率と農業総生産の増減率の推移
(対前年度増減率)

項目	H22	H27	H28	H29	H30
県内総生産(名目)	1.9	2.5	4.5	3.2	0.2
うち農林水産業	5.5	1.1	7.0	0.7	2.9
うち農業	5.6	0.2	5.8	1.5	0.8
うち鉱業	0.7	0.2	0.7	1.9	11.0
うち製造業	5.5	7.8	7.7	1.0	1.4
うち建設業	16.5	1.2	21.3	50.1	1.4
うち卸売・小売業	4.1	4.8	2.7	1.3	1.1
うち運輸・郵便業	11.0	2.3	2.0	3.8	2.3
うち宿泊・飲食サービス業	4.1	1.7	11.1	3.9	2.8
国内総生産	2.1	3.7	1.2	1.6	0.6
うち農業総生産	5.9	6.8	12.3	2.1	7.2

資料)農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」
県企画振興部「県民経済計算報告書」

図 -1-(1) 県の産業及び面積における農業の割合



資料)総務省「国勢調査」農林水産省「作物統計」、「農(林)業センサス」、県企画振興部「県民経済計算報告書」
注)土地面積(県面積)に占める耕地面積の算出にあたっては、土地面積は直近データ(H29)を採用。

より低下した平成28年（2016年）と同の15.1%となった。県内就業者数に占める農業就業者数の割合は0.6ポイント低下し8.6%となった。（図 -1-(1)）

第2 主要指標からみた農業経済の動向

（令和元年（2019年）の農業産出額はほぼ横ばい）

令和元年（2019年）の農業産出額は、全国では主に野菜の影響により農業産出額が減少（前年比98.2%）する中、本県では、全国に比べて野菜の減少割合が低く抑えられたこと等により、前年とほぼ横ばい（3,364億円、前年比：98.8%）となった。本県は、野菜、畜産、米、果実等をバランス良く生産している特徴から、農業産出額の減少幅が小さくなっている。

令和元年（2019年）の農産物価格指数（全国値，平成27年（2015年）を100とする）は、野菜等の価格が低下したため、前年より2.2%低下し109.3となった。

また、農業生産資材価格指数は、肥料、飼料等の価格が上昇したため、前年より1.2%上昇し101.9となった。

このため、農産物と農業生産資材の相対価格関係の変化を示す農業の交易条件指数（農業生産資材価格指数に対する農産物価格指数の比率）は、前年より3.4%低下し、107.3となった。（表 -1-(3)）

表 -1-(3) 県の農業経済関係指標の推移

項目	単位	H7年	H12	H17	H22	H27	H28	H29	H30	R1	対前年増減率(%)		
											H29	H30	R1
農業産出額	億円	3,856	3,358	3,102	3,071	3,348	3,475	3,423	3,406	3,364	1.5	0.5	1.2
生産農業所得	"	1,757	1,424	1,136	1,080	1,177	1,373	1,296	1,395	1,442	5.6	7.6	3.4
耕地面積	千ha	133.3	125.4	120.4	117.4	114.1	112.0	111.8	111.6	110.7	0.2	0.2	0.8
農家人口（販売農家）	千人	325.5	286.9	236.5	189.0	149.8	-	-	-	-	-	-	-
基幹的農業従事者数	"	98.0	88.7	82.0	73.0	65.2	-	-	-	-	-	-	-
農産物価格指数	H27年=100	104.6	91.4	91.2	92.9	100.0	107.4	108.5	111.8	109.3	1.0	3.0	2.2
農業生産資材価格指数	"	78.6	80.1	82.3	90.4	100.0	98.5	98.8	100.7	101.9	0.3	1.9	1.2
農業交易条件指数	"	133.1	114.1	110.8	102.8	100.0	109.0	109.8	111.0	107.3	0.7	1.1	3.4

資料）農林水産省「農業生産指数」、「生産農業所得統計」、「農（林）業センサス」、「作物統計」

注）農業産出額については、H19年から推計方法が変更されたため、過年次との比較の際には注意が必要

注）農家人口については、R1から調査項目の見直しされたため、過年次との比較の際には注意が必要。また、増減率は、H27年との比較。

第3 農業と製造業の比較生産性の動向

(農業の労働生産性はかなり低下)

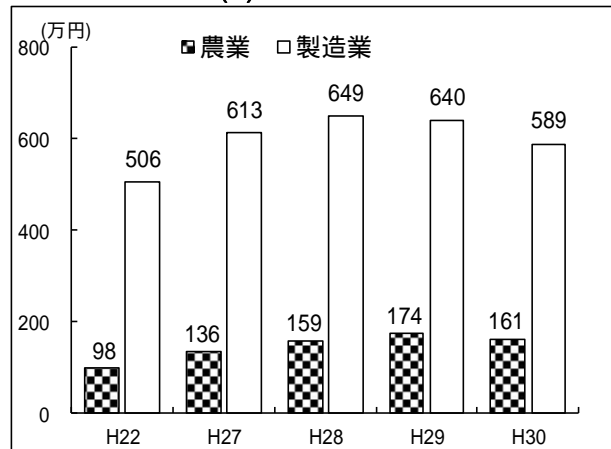
平成30年度(2018年度)の農業及び製造業の労働生産性(就業者1人あたり純生産)をみると、製造業は、前年よりかなり低下した。農業も、前年より7.6%低下し、161万円となった。(図 -1-(2))

このため、平成30年度(2018年度)農業の比較生産性(製造業就業者の1人あたり純生産に対する農業就業者1人あたり純生産の割合)は、前年と同じく27.3%となった。(図 -1-(3))

農業と製造業の所得格差(1日あたり)をみると、平成30年度(2018年度)の農業所得(販売農家)は、製造業所得に対して46.4%と、前年度と比べて3.2ポイント低下しており、所得格差は拡大した。

なお、稲作労働報酬(所得)については、米の価格上昇により収入が増加し、所得格差が縮小した。(図 -1-(4))

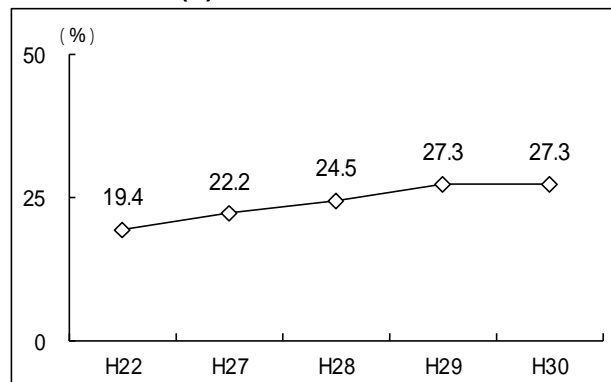
図 -1-(2) 労働生産性の推移



資料) 県企画振興部「県民経済計算報告書」

注) 労働生産性は、就業者1人当たりの純生産

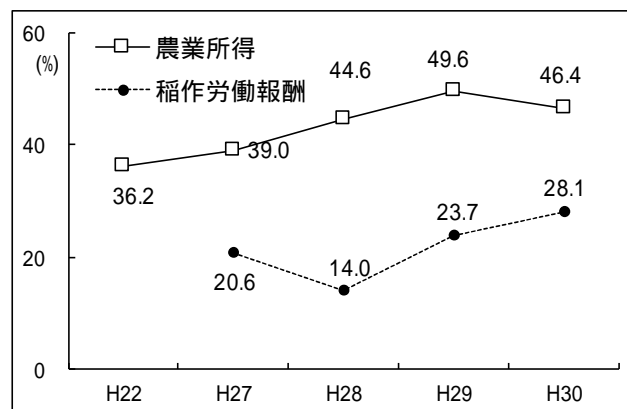
図 -1-(3) 農業の比較生産性の推移



資料) 県企画振興部「県民経済計算報告書」

注) 農業の比較生産性 = 農業就業者1人あたり純生産 ÷ 製造業就業者1人あたり純生産

図 -1-(4) 所得格差



資料) 農林水産省「農家経済調査」「農業経営統計調査」、県企画振興部「毎月勤労統計調査」

注) 製造業常勤給与に対する比率である。また、H22の稲作労働報酬額は、マイナスのため公表されていない。

第2節 農家経済の動向

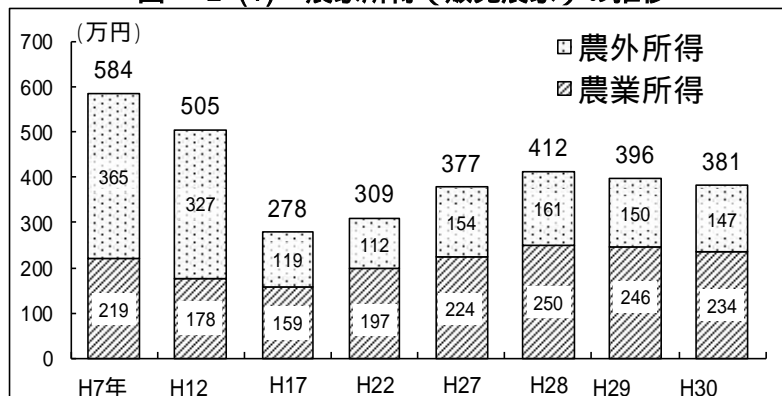
第1 農家経済の動向

(販売農家の農業所得はやや減少)

平成30年(2018年)の販売農家1戸あたりの所得は、農業所得が前年より12万円(4.9%)減少し、農外所得も減少したため、農家所得全体で前年より15万円(3.8%)減少し、381万円となった。

(図 -2-(1))

図 -2-(1) 農家所得(販売農家)の推移



資料) 農林水産省「農業経営統計調査」(H7~H15)、「農業経営統計調査(営農類型別統計)」(H16~)

平成16年に調査の体系見直しあり。平成15年以前のデータは、農業以外の収支も、農家全体が関わる収支(年金等、租税公課を含む)を計上した結果であり、経年比較は注意が必要。平成29年以降は九州平均値(調査の見直しにより、県別データは公表されなくなった。)

表 -2-(1) 作物別農業粗収益(販売農家)の推移

(単位:万円,%)

作物名	稲作	野菜	果樹	工作物	畜産	全体
H30年	92.2	188.5	78.6	35.0	315.3	872.3
H29年	84.7	154.1	72.8	35.9	341.9	856.3
H28年	113.3	201.5	93.8	15.2	205.7	811.6
H30/H29増減率	8.1	18.2	7.4	2.6	8.4	1.8
H29/H28増減率	33.8	30.8	28.8	57.7	39.8	5.2

資料)「農業経営統計調査(営農類型別統計)」

平成29年以降は九州平均値(調査の見直しにより、県別データは公表されなくなった。)

農業粗収益は、工芸作物、畜産が減少したものの、野菜が大幅に増加したことから、前年と比べ1.8%増加し約872万円となった。

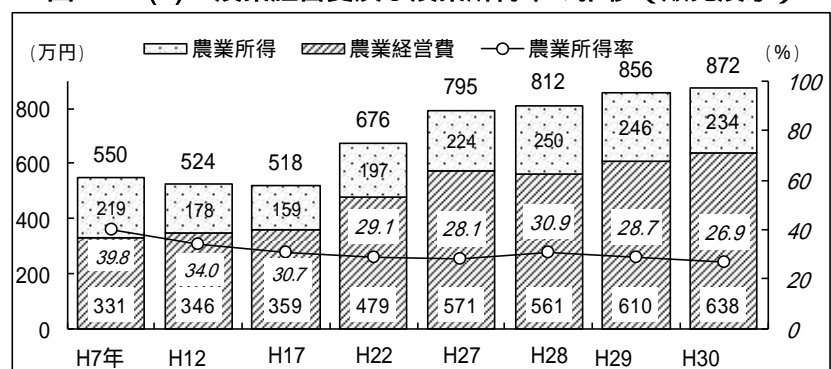
(表 -2-(1))

農業経営費については、農機具等の増加により、前年に比べて4.6%増加し、638万円となった。

農業所得率(農業粗収益に占める農業所得の割合)は、農業粗収益が増加したものの、農業経営費が増加したため、前年より1.8ポイント減少し26.9%となった。

(図 -2-(2))

図 -2-(2) 農業経営費及び農業所得率の推移(販売農家)



資料) 農林水産省「農業経営統計調査」(H7~H15)、「農業経営統計調査(営農類型別経営統計)」(H16~)

平成16年に調査の体系見直しあり。平成15年以前のデータは、農業以外の収支も、農家全体が関わる収支(年金等、租税公課を含む)を計上した結果であり、経年比較は注意が必要。平成29年以降は九州平均値(調査の見直しにより、県別データは公表されなくなった。)

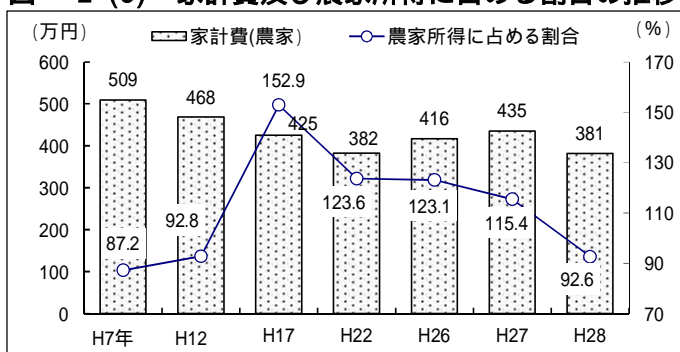
販売農家の平成28年(2016年)の家計費は、前年と比べて54万円減少し、381万円となった。
(図 -2-(3))

また、平成28年(2016年)の農家経済余剰をみると、農業所得の増加により可処分所得が増加したことからプラスとなり、家計費が減少したため、前年に比べ98万円の増加となった。

なお、平成17年(2005年)以降に農家経済余剰が大きく減少しているのは、国の農業経営統計調査の見直しにより、農業収支及び家計費は農家世帯を計上するものの、農業以外については農業経営に関与する世帯員(就学者を除く当該農業従事日数60日以上の方)が関わる収支のみを計上し、農業に関与しない世帯員の農外所得が計上されなくなったためである。
(図 -2-(4))

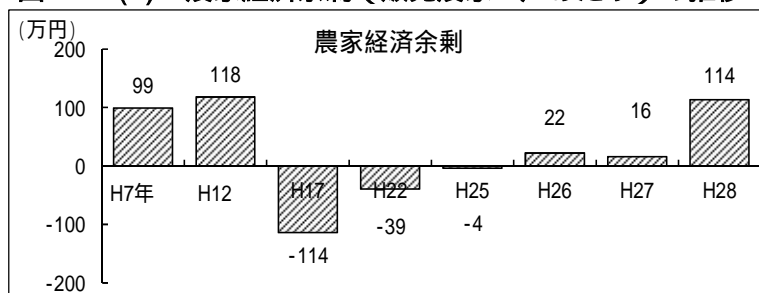
次に、平成28年(2016年)の農業依存度は、前年より2ポイント増加し、61%となった。家計費充足率(家計費に対する農業所得の割合)は、前年より15ポイント増加し、66%となった。
(図 -2-(5))

図 -2-(3) 家計費及び農家所得に占める割合の推移



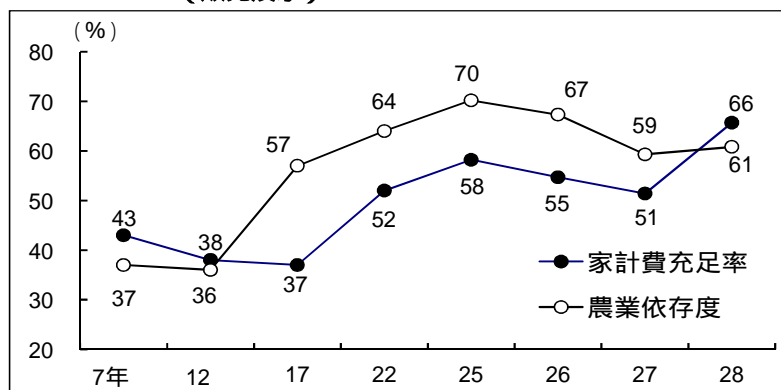
資料) 農林水産省「農家経済調査」(H2)、「農業経営統計調査」(H7~H15)、「農業経営統計調査(営農類型別経営統計)」(H16~)
注) ここでいう農家所得は、販売農家の「農業所得」と「農外所得」の合計であり、「年金・被贈等の収入」、「農業生産関連事業所得」は含まない。
平成16年に調査の体系見直しあり。平成15年以前のデータは、農業以外の収支も、農家全体が関わる収支(年金等、租税公課を含む)を計上した結果であり、経年比較は注意が必要。
平成29年からは家計費の調査項目廃止。

図 -2-(4) 農家経済余剰(販売農家1戸あたり)の推移



資料) 農林水産省「農家経済調査」(H2)、「農業経営統計調査」(H7~H15)、「農業経営統計調査(営農類型別経営統計)」(H16~)
注) 農家経済余剰 = 可処分所得 - 家計費。また、販売農家1戸あたりのデータである。
平成16年に調査の体系見直しあり。平成15年以前のデータは、農業以外の収支も、農家全体が関わる収支(年金等、租税公課を含む)を計上した結果であり、経年比較は注意が必要。

図 -2-(5) 農業依存度及び家計費充足率の推移(販売農家)



資料) 「農業経営統計調査」(H7~H15)、「農業経営統計調査(営農類型別経営統計)」(H16)
注) 農家依存度 = 農業所得 ÷ 農家所得。家計費充足率 = 農業所得 ÷ 家計費。
平成16年に調査の体系見直しあり。平成15年以前のデータは、農業以外の収支も、農家全体が関わる収支(年金等、租税公課を含む)を計上した結果であり、経年比較は注意が必要。

第2 農家と勤労者世帯との生活水準比較

(農家世帯と勤労者世帯の所得の格差は縮小)

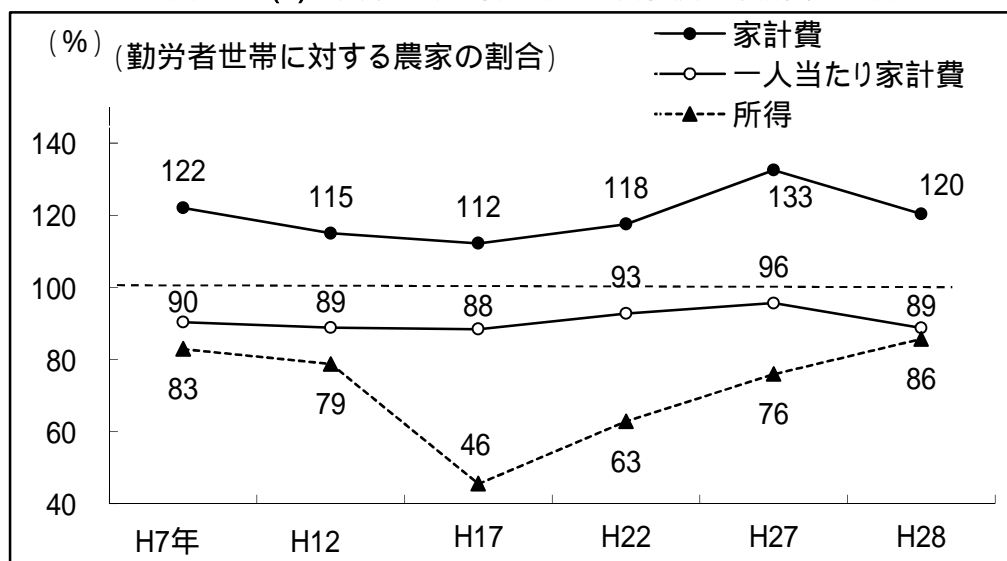
農家世帯と勤労者世帯との生活水準(勤労者世帯の実収入に対する農家世帯の所得の割合)を比較すると、まず所得については、農家所得が前年と比べて9.3%(35万円)増加した一方、勤労者世帯の実収入が3.7%(18万円)減少したため、勤労者世帯に対する農家の所得の割合は、前年より10ポイント上昇し、86%となった。

1世帯あたりの家計費(消費支出)については、農家の世帯員数が勤労者の世帯を上回っていることもあって、一貫して農家世帯の家計費が勤労者世帯を上回って推移している。平成28年(2016年)では、農家世帯の家計費が前年より12.4%(54万円)減少したのに対し、勤労者世帯の家計費は3.5%(12万円)減少したことから、勤労者世帯に対する農家世帯の家計費は、前年より13ポイント低下し、120%となった。

また、平成28年(2016年)の勤労者世帯に対する農家世帯の世帯員一人あたり家計費については、農家世帯の世帯員一人あたり家計費の減少が、勤労者世帯の減少よりも大きかったため、前年と比べて7ポイント低下し、89%となった。

(図 -2-(6))

図 -2-(6) 農家と勤労者世帯との所得及び家計費の比較



資料) 農林水産省「農業経営統計調査」、総務省「家計調査」(熊本市)

注) 農家の数値は販売農家の数値。また、勤労者世帯の数値は、熊本市におけるデータである。

平成16年に調査の体系見直しあり。平成15年以前のデータは、農業以外の収支も、農家全体が関わる収支(年金等、租税公課を含む)を計上した結果であり、経年比較は注意が必要。

平成29年からは家計費の調査項目廃止。

第3節 経済連携協定等の動向

第1 日米貿易協定の発効と今後の見通し

1 日米貿易協定のこれまでの動き

令和2年(2020年)1月1日、日米貿易協定が発効した。これは、TPP11協定、日EU・EPAに続く、大型協定となった。

この協定は、平成30年(2018年)9月26日の日米首脳会談において、「日米物品貿易協定(TAG: Trade Agreement on goods)」として交渉開始が合意され、共同声明では「過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限」と記載された。平成31年(2019年)4月24日から交渉を開始し、わずか5か月後の令和元年(2019年)9月26日に最終合意に達した。

その後、国会での承認手続きを経て、令和2年(2020年)1月1日に協定発効となり、令和3年(2021年)4月には、日本は3年目の関税水準に移行した(表-3-(1))。

参考：日米貿易協定の主な概要

- ・世界のGDPの約3割(25.5兆円)を占める日米両国(人口約4.5億人)間の貿易協定。
- ・農林水産品に係る日本側の関税について、TPPの範囲内に抑制。コメは除外。
- ・発効時から、TPP11締結国と同じ税率を適用。

表-3-(1)日米貿易協定をめぐる状況

日程	内容	詳細
H29.2.10	日米首脳会談	日米2国間の「経済対話」実施を合意
4.18	日米経済対話	財政政策、インフラ、2国間の貿易等の3分野で協議。
10.16	日米経済対話	米国トランプ大統領は、対日貿易赤字の不均衡是正を強調したが、日米FTAに言及せず、日米経済対話の継続を訴える
11.6	日米経済対話	
H30		
1.25, 26	日米経済対話事務レベル交渉	進展のための作業部会(事務レベル会合)として、牛肉セーフガードの見直し等について米国が求める可能性がある。
4.17, 18	日米首脳会合	TPPを巡って、日本は米国の復帰を求める一方、米国はTPPではなく、2国間協定を主張し対立。新たな貿易協定を行うことで合意。
8.9	新たな貿易協議	自動車への追加関税や農産品の関税分野に関する議論も行われ、
9.25	新たな貿易協議	関税協議を含む貿易促進の枠組みづくりで一致
9.26	日米首脳会合	日米TAG交渉の開始を合意
10.16		米国議会へ日米TAG交渉開始を通知
12.21		米国通商代表部は、日本との貿易交渉の方針を発表(自動車、農産物の関税見直しのほか、サービス・投資を含め22分野)
H31.4.24		日米物品貿易協定(TAG)交渉開始
R1.9.26	日米首脳会談	最終合意
10.8		正式署名
12.4	(日本)臨時国会	協定の承認
R2.1.1		協定発効
R2.4.1		関税水準が2年目に移行
R3.4.1		関税水準が3年目に移行

国資料や各種報道等を基に作成

2 日米貿易協定の今後の見通し

令和2年(2020年)1月1日に発効した協定は、第1弾と捉え、日米両政府は、第2弾となる交渉を再開するとされていたが、新型コロナウイルスや米国大統領選等の

影響により、交渉を再開する兆候は見られない。

今後交渉が再開された場合、第2弾における交渉分野の中に、農林水産物が含まれないかどうかについて動向を注視する必要がある。

第2 TPP11協定のこれまでの動きと今後の見通し

1 TPP11協定のこれまでの動向

TPP11協定（正式名称：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP））については、平成29年（2017年）11月10日に大筋合意、平成30年（2018年）3月8日に11カ国による署名が行われ、協定文が確定した。

これを受けて、政府は、TPP11に係る国内手続きに着手し、平成30年（2018年）6月13日に協定の承認が、6月29日に関連法案が成立し、7月6日に預託国であるニュージーランドに通報し、国内手続きが完了した。（図 -3-(1)、表 -3-(2)）

日本以外の国では、平成30年（2018年）において、メキシコが6月28日、シンガポールが7月19日、ニュージーランドが10月25日、カナダが10月26日、豪州が10月31日に国内手続きを完了し、発効要件である6カ国以上の国内手続きが完了したため、平成30年（2018年）12月30日に発効した。

また、ベトナムが平成30年（2018年）11月15日に国内手続きを完了し、平成31年（2019年）1月14日から締約国となっている。その他、ペルー、チリ、マレーシア、ブルネイは国内手続き中である。

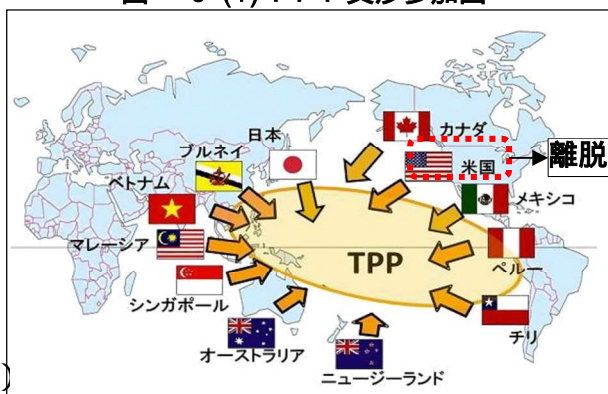
なお、関税水準は、日本で毎年4月に、その他の国で毎年1月に次年目に切り替わるようになっており、令和3年（2021年）4月1日に日本は4年目の関税水準に移行した。

協定の発効以後、農畜産物の急激な輸入量増加とはなっていないものの、今後も輸入動向の注視が必要である。

参考1：TPP11協定の概要

- ・世界の人口の6.9%、GDPの12.9%を占める経済圏。
- ・合意内容としては、米国が離脱した従来のTPP協定のうち、市場アクセス（農林水産物を含む関税の撤廃削減等）は維持し、医薬品（生物製剤）のデータ保護期間などの知的財産や投資の規定など22項目を、米国が復帰するまで凍結（効力を停止）することとなった。また、「TPP12の発効が見込まれる場合又は見込まれない場合に、いずれかの締約国の要請があったときは、この協定の見直しを行う」と規定されている。
- ・関税水準は、日本で毎年4月に、その他の国で毎年1月に次年目に切り替わる。

図 -3-(1) TPP交渉参加国



資料) 内閣官房TPP政府対策本部HP参照

参考2：TPP11協定の発効の条件

- ・TPP11は、6カ国（署名国の半数以上）が国内手続き（国会承認等）を完了してから60日後に発効する。なお、その他の国は、国内手続きが完了してから60日後に効力が発生し、その時点の関税等ルールが適用される（例：発効から3年後に加入した国は、発効3年後時点の関税率等から適用）

従来のTPP発効条件である「GDPの85%を占める国の国内手続き」の要件は削除された。

表 -3-(2) TPP11協定交渉の経緯及び国・県の対応(H27年10月～R3年4月)

日程	国の動き（交渉状況等）	県の動き（県・県議会）	
H27.10.5	TPP協定が大筋合意		10.6 県議会意見書
10～11月	定性的影響公表	11.17 知事・議長政府提案	
12.24	経済効果分析公表(定量的影響公表)	12.10 定性影響公表	12.17 県議会意見書
		2.22 定量影響公表	2.29 県議会意見書 10.4 県議会意見書
H28.12.9	国会で議決（日本）	10.27 知事・議長政府提案	
H29.1月	米国離脱（トランプ大統領がTPPから永久離脱する大統領令に署名）	12.12 TPP対策特別委員会（設置終了） 12.19 県議会意見書	
5.2, 3	TPP11交渉開始（閣僚会合）		
5.21	TPP11交渉開始（閣僚会合）		
～	首席交渉官会合等を8回程度開催	6.6,7 知事政府提案	
11.10	大筋合意（TPP閣僚会合で確認）	11.7,8 知事政府提案	
11.24	TPP関連政策大綱改訂	11.28 国への要望活動	11.28 意見書採択
12.21	TPP11、日EU・EPA影響試算公表	12.11 定性的影響公表	
12.22	補正予算閣議決定		
H30.1.23	首席交渉官会合（凍結は22項目で合意）		
2月	補正予算成立	2.26 定量的影響公表	
3.8	TPP11協定署名	<国内手続きの進捗状況> 完了済（締約国） メキシコ(H30.6.28)、日本(H30.7.6)、シンガポール(H30.7.19)、 コロンビア(H30.10.25) カナダ(H30.10.26)、 豪州(H30.10.31) ベトナム(H30.11.15) H31.1.14から締約国 今後、手続きを行う ペルー、チリ、マレーシア、ブルネイ	
7.6	(日本)協定承認(6.13) 関連法案(6.29)成立 国内手続き完了(7.6)		
12.21	H30補正予算閣議決定		
12.30	発効 ←		
H31.1.19	TPP委員会（第1回）		
		3.15 国への要望活動	3.15 意見書採択
R2.4.1	関税水準が3年目に切り替え	11.9 国への要望活動	12.15 意見書採択
R3.4.1	関税水準が4年目に切り替え		

国資料や各種報道等を基に作成

2 TPP11協定の今後の動向

TPP11協定の署名国である、ペルー、チリ、マレーシア、ブルネイは国内手続き中である。その他、報道によれば、タイ、中国等も加入の意向を示しているとされる、また、英国は令和3年2月にTPP協定への参加を正式に申請した。加入の是非については、TPP委員会での協議が必要となり、基本的には、貿易や投資ルール分野で高い自由化の基準を受け入れることが前提になるが、関税分野では、それぞれ2

国間で交渉を行う。

第3 日EU・EPAのこれまでの動きと今後の見通し

1 日EU・EPAのこれまでの動向

日EU・EPA（経済連携協定）は、平成25年（2013年）3月から交渉を開始し、平成29年（2017年）7月6日に大枠合意、12月8日に交渉妥結、平成30年（2018年）7月17日に署名が行われ、協定文が確定した。

その後の国内手続きについて、日本では平成30年（2018年）12月8日に、EUは欧州理事会で12月20日にそれぞれ完了し、平成31年（2019年）2月1日に発効した。

また、令和3年（2021年）4月1日には、関税水準が4年目に移行した。
（図 -3-(2)、表 -3-(3)）

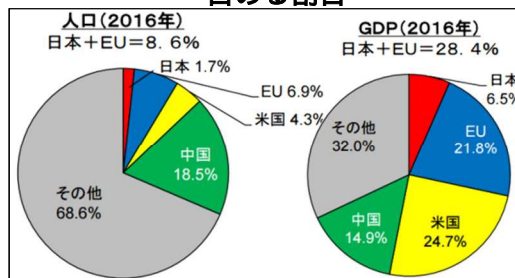
参考1：日EU・EPAの概要

- ・世界の人口の8.6%、GDPの28.4%を占める経済圏。
- ・関税水準は、日本で毎年4月に次年目へ切り替わる。

参考2：日EU・EPAの発効の条件

- ・日EU・EPAについて、EUは加盟国が多く、発効の遅れを防ぐため、EU及び日本の国内手続き（国会承認等）の完了を通報した日の翌々月の1日に発効する。

図 -3-(2)日EU・EPAの世界に占める割合



資料) 内閣官房TPP政府対策本部HPより

表 -3-(3) 日EU・EPA交渉の経緯及び国・県の対応(~R3年4月)

日程	国の動き（交渉状況等）	県の動き（県・県議会）	
H25.3月	日EU首脳電話会談で交渉開始		
	第1回 ~21回交渉官会合・閣僚会合等		
H29.7.6	大枠合意 （「企業と国家の投資紛争の解決（ISDS）」の協議を残したまま合意）	6.6,7 知事政府提案 9.27 定性的な影響公表	6.29 意見書採択
11.2	定性的な影響公表	11.7,8 知事政府提案	
		11.28 国へ要望活動	11.28 意見書採択
12.8	交渉妥結 （ISDS分野を除いて最終合意）		
12.21	TPP11、日EU・EPA経済効果分析（影響試算）公表		
H30.2月	補正予算成立	2.26 定量的な影響公表	
7.17	署名	5.29 知事政府提案	
	日本は臨時国会で12.8に成立 EUは欧州理事会で12.20に決定	10.30 知事政府提案	
12.21	H30補正予算閣議決定		
H31.2.1	発効	3.15 国への要望活動	3.15 意見書採択
R2.4.1	関税水準が3年目に切り替わる	11.9 国への要望活動	12.15 意見書採択
R3.4.1	関税水準が4年目に切り替わる		

国資料や各種報道等を基に作成

2 日EU・EPAの今後の動向

今後、段階的に関税が引き下げられる中で、TPP11発効と併せて、輸入増加の動きが引き続き強まる可能性とも報じられており、引き続き輸入動向の注視が必要である。

第4 日英貿易協定のこれまでの動き

日英貿易協定は、英国のEU離脱に伴うもので、令和2年6月から交渉が開始され、令和2年(2020年)9月11日に大筋合意、令和2年(2020年)10月23日に署名と交渉開始から約4か月半で署名に至った。

その後、日本では承認手続きが令和2年(2020年)12月4日に完了し、令和3年(2021年)1月1日に協定発効となった。また農産物への関税は、日EU・EPAを適用することになっており、令和3年(2020年)4月1日に関税水準が切り替わった。(表 -3-(4))

表 -3-(4) 交渉の経緯 (~R3年4月)

日程	国の動き(交渉状況等)
R2. 6月	交渉開始
R2. 9.11	大筋合意
R2.10.23	署名
R2.12. 4	日本は12.4に国会承認 英国は12.7に英議会承認
R3. 1. 1	発効
R3. 4. 1	関税水準が切り替え(関税水準は日EU・EPAを適用)

国資料や各種報道等を基に作成

第5 経済連携協定等が与える農業・農家経済への影響

1 日米貿易協定による本県農林水産業への影響

日米貿易協定(令和2年(2020年)1月1日発効)に関連し、国が農林水産物の生産額への影響を公表したことを受け、熊本県への影響がどの程度見込まれるかについて把握するため、本県農林水産物への影響額を試算し、令和2年(2020年)1月20日に公表した。

その結果、日米貿易協定に伴う影響試算額は約40~約77億円(国:約600~約1,100億円)となった。そのうち、畜産物が約8割を占めており、今後の段階的な関税引き下げに伴う影響が懸念される。(表 -3-(5))

参考: 県農林水産物への影響試算

県では、県内農林水産物への影響をできる限り幅広く整理する観点から、国の試算を参考にした「価格への影響」に、県独自として「価格下落に伴う生産量への影響」や「コメや野菜等の品目への影響」を上乗せして、影響試算を実施。

表 -3-(5) 日米貿易協定発効に伴う県産農林水産物への影響(R 2年1月20日公表)

品目名	熊本県の影響試算額(単位:億円)	
	日米貿易協定	(参考)日米及びTPP11
米	除外	1.3
小麦	1.2	2.2
大麦	...	0.3
牛肉	21.4 ~ 41.8	37.1 ~ 72.7
豚肉	8.3 ~ 16.6	10.5 ~ 20.2
牛乳乳製品	1.9 ~ 3.4	2.0 ~ 4.0
かんきつ類	5.4 ~ 10.6	7.9 ~ 15.4
鶏肉	0.9 ~ 1.6	0.7 ~ 1.4
鶏卵	0.6 ~ 1.1	0.6 ~ 1.1
野菜	0.3	5.4
林産物	除外	7.7
水産物	除外	... ~ 0.2
農林水産物 計	40 ~ 77	76 ~ 132
国の試算額	600 ~ 1,100	1,200 ~ 2,000

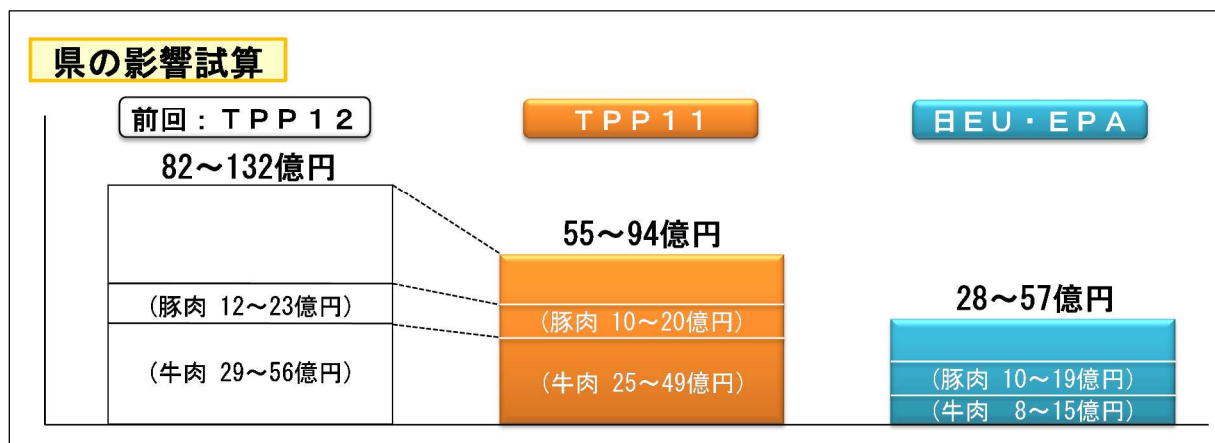
注)「...」...試算結果が0.1億円未満のため影響額に反映せず。

2 TPP11協定、日EU・EPAによる本県農林水産業への影響

平成29年(2017年)12月に国が、TPP11協定及び日EU・EPAに伴う農林水産物への影響額を公表したことを受け、県においても、県内農林水産物への影響試算を行った。国の試算を参考にした価格への影響に、生産量への影響やコメ、野菜への影響を上乗せした独自試算を行い、平成30年(2018年)2月26日に公表した(県議会農林水産常任委員会)。

その結果、TPP11では、米国離脱による影響緩和等で55~94億円(TPP12:82~132億円)となった。また、日EU・EPAでは、28~57億円となった。影響試算額は、単純に合計できないが、TPP12と同程度の影響となる可能性について示した。(図 -3-(3))

図 -3-(3) 本県農林水産物への影響試算(H30.2.26公表)



3 県の対応の方向性

T P P 1 1 や日米貿易協定など、諸外国との経済連携の進展は、わが国にとって工業製品の輸出拡大等の経済効果が生じる一方で、農林水産物の市場開放が求められることから、本県の基幹産業である農林水産業への影響が懸念される。そのため、経済連携協定等の交渉の行方に関わらず、稼げる農林水産業の実現に向けて弛まなく取り組んでいく必要がある。

参考1：国における「総合的なT P P等関連政策大綱」に基づく施策（農林水産分野）

令和2年度 補正予算（R2. 12.15 閣議決定、 R3. 1.28 国会成立）：3,220 億円
 令和元年度 補正予算（R1. 12.13 閣議決定、 R2. 1.30 国会成立）：3,250 億円
 平成30年度補正予算（H30.12.21 閣議決定、 H31. 2. 7 国会成立）：3,188 億円
 平成29年度補正予算（H29.12.22 閣議決定、 H30. 2. 1 国会成立）：3,170 億円
 平成28年度補正予算（H28. 8.24 閣議決定、 H29.10.11 国会成立）：3,453 億円
 平成27年度補正予算（H27.12.18 閣議決定、 H28. 1.20 国会成立）：3,122 億円

参考2：県におけるT P P関連予算の対応状況（農林水産分野）

国のR2年度補正予算 (R3. 1.28 成立)	県R2年度2月補正	4,395,362 千円
国のR元年度補正対応 (R2. 1.30 成立)	県R元年度2月補正	5,421,803 千円
	県R2年度当初	102,193 千円
	県R2年度6月補正	423,081 千円
	県R2年度9月補正	789,776 千円
	県R2年度2月補正	364,745 千円
	計	6,372,108 千円
国のH30年度補正対応 (H31. 2. 7 成立)	県H30年度2月補正	6,842,703 千円
	県H31年度当初	1,002,308 千円
	県R元年度2月補正	560,817 千円
	計	7,284,194 千円
国のH29年度補正対応 (H30. 2. 1 成立)	県H29年度2月補正	6,150,712 千円
	県H30年度当初	3,155,308 千円
	県H30年度2月補正	501,661 千円
	計	8,804,359 千円
国のH28年度補正対応 (H28.10.11 成立)	県H28年度 9月補正	9,558,427 千円
	県H28年度 12月補正	90,000 千円
	県H28年度 2月補正	590,435 千円
	県H29年度 当初	2,308 千円
	計	9,060,300 千円
国のH27年度補正対応 (H28. 1.20 成立)	県H27年度 2月補正	8,567,769 千円
	県H28年度当初	567,891 千円
	県H28年度 6月補正	779,819 千円
	県H28年度 9月補正	170,998 千円
	県H28年度 2月補正	41,965 千円
	計	10,044,512 千円

第6 EPA及びFTAのこれまでの動きと今後の見通し

1 EPA及びFTAのこれまでの動き

EPA（経済連携協定：Economic Partnership Agreement）、FTA（自由貿易協定：Free Trade Agreement）は、2カ国または数カ国で、関税撤廃等、貿易のルールを取り決めるものである。一方、WTOは、加盟国（160カ国・地域）間において、貿易自由化等の共通のルールを決めるものである。

政府は、自由貿易の拡大、経済連携の推進を通商政策の柱と位置付けており、世界に「経済連携の網」を張り巡らせることで、アジア太平洋地域の成長や大市場を取り込むことを目指しており、「未来投資戦略2018 「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革（平成30年（2018年）6月15日閣議決定）」において、経済連携交渉については、「保護主義的・市場歪曲的な貿易政策が増加している現状に鑑み、経済連携交渉等に取り組むことにより、ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築を推進し、世界経済の持続的な成長につなげる」としている。また、目標として「2018年までにFTA比率（1）70%（2017年末：40%）」を掲げ、経済連携協定交渉の早期妥結を目指している。

日本は、これまで24カ国・地域と21の経済連携協定等が発行済・署名済である。

最近では、令和2年（2020年）11月にRCEP（2）と署名、令和3年（2021年）1月には日英貿易協定が発効した。現在、コロンビア、日中韓、トルコと交渉中である。なお、カナダ、韓国、GCC（3）とは交渉中断中である。（図 -3-（4）、表 -3-（6））

- 1：FTA比率...日本の貿易額に占めるFTAやEPAなどの締結国との貿易額の割合（カバー率）のこと
- 2：RCEP（東アジア地域包括的経済連携）...自由貿易協定（FTA）をアジア域内で広域化する構想。実現すれば、域内人口が約34億人、国内総生産（GDP）が約20兆ドル（約1,600兆円。世界の国内総生産（GDP）の3割弱を占める。）の巨大な貿易経済圏が誕生することとなる。
- 3：GCC（湾岸協力会議）...ペルシャ湾岸6産油国で構成する地域協力機構で加盟国地域における共通規制・経済発展・共通通貨・人的交流などの推進を目指して1981年に創設された。加盟国は、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、クウェート、カタール、バーレーン、オマーンの6カ国。平成21年から交渉延期中。

図 -3-（4）各種経済連携協定交渉の枠組み

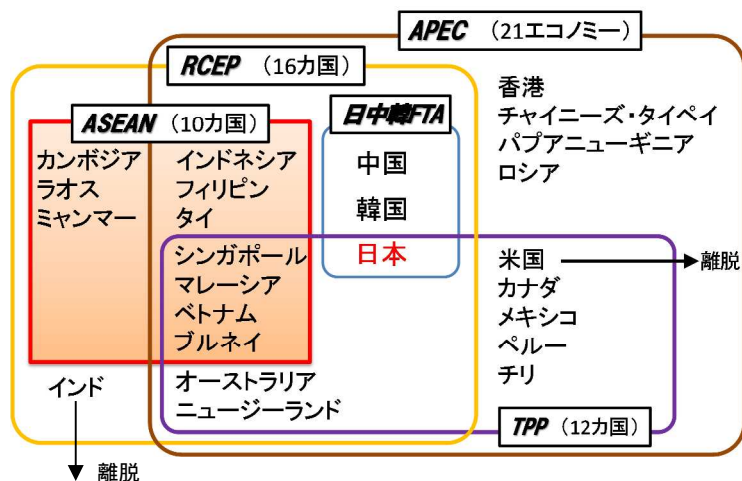


表 -3-(6) 日本のEPA・FTAをめぐる状況

	相手国	政府間交渉	大筋合意	協定署名	協定発効
1	シンガポール	H13. 1~	-	H14.1 (H19.3 改正)	H14.11 (H19. 9 改正)
2	メキシコ	H14.11~	-	H16.9 (H23.9 改正)	H17.4 (H24.4 改正)
3	マレーシア	H16. 1~	H17. 5	H17.12	H18. 7
4	チリ	H18. 2~	H18. 9	H19. 3	H19. 9
5	タイ	H16. 2~	H17. 9	H19. 4	H19.11
6	インドネシア	H17. 7~	H18.11	H19. 8	H20. 7
7	ブルネイ	H18. 6~	H18.12	H19. 6	H20. 7
8	アセアン全体	H17. 4~	H19. 8	H20. 4	H20.12
9	フィリピン	H16. 2~	H16.11	H19. 9	H20.12
10	スイス	H19. 5~	H20. 9	H21. 2	H21. 9
11	ベトナム	H19. 1~	H20. 9	H20.12	H21.10
12	インド	H19. 1~	H22. 9	H22.10	H23. 8
13	ペルー	H21. 5~	H22.11	H23. 5	H24. 3
14	オーストラリア	H19. 4~	H26. 4	H26. 7	H27. 1
15	モンゴル	H19. 5~	H26. 7	H27. 2	H28. 6
16	T P P 1 2	H19. 12~	H27.10	H28. 2	
17	T P P 1 1	H29. 5~	H29.11	H30. 3	H30.12.30
18	E U	H19.10~	H29.12	H30. 7	H31. 2. 1
19	米国	H30. 9~	R1. 8	R1.10	R2. 1. 1
20	英国	R2. 6~	R2. 9	R2.10	R3. 1
21	R C E P	H19. 9~	R2.10	R2.11	
22	コロンビア	H19. 6~	EPA		
23	日中韓	H19. 7~	FTA		
24	トルコ	H19. 11~	EPA		
中断	カナダ	H19. 8~	EPA(交渉中断中)		
中断	G C C	H18. 9~	FTA(交渉延期中)		
中断	韓国	H15.12~	EPA(平成16年11月以降、交渉中断)		

発効又は署名済

交渉中

2 EPA・FTAの今後の動向

現在（令和3年（2021年）3月時点）、政府は、トルコ、コロンビア、日中韓と交渉中だが、合意に至ったものから順次、署名・発効手続きを進めていくものと思われる。

また、中国や韓国、ASEAN加盟国など16カ国で交渉が進められていたRCEPは、令和2年（2020年）11月にインドを除く15カ国で署名した。今後、ASEAN加盟国10カ国のうち6カ国と他の3カ国が批准すると発効する。

さらに、日中韓FTAについては、「FTA交渉の加速」で方向性は一致しているものの、実現に向けた明確な協議の進展は乏しく、先行き不透明であるが、動向を注視する必要がある。